解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年九月五日付けで石川県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月一日

石川県輪島市二ツ屋町二字二九番地

清算法人輪島国営農地開発土地改良区

代表清算人　平田　齋

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日定款所定の解散事由の発生により解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月一日

高知県土佐郡土佐町土居六三〇番地

財団法人木材研究所土佐人材養成センター

清算人　長野　保

配当公告

福島県いわき市小名浜字栄町五番地

破産者　小名浜漁業協同組合

右の者に対する福島地方裁判所いわき支部平成二十三年（フ）第二二三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九四、七二五、〇五六円

一、配当することのできる金額

金九、九五四、九二八円

平成二十四年十一月一日

福島県いわき市平字三町目一二番地英ビル二階

破産管財人　國井　達夫

配当公告

愛知県犬山市大字犬山字南古券四二番地の二

破産者　株式会社伊藤土建

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十四年（フ）第三〇七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一八三、九四五、六三八円

（内優先的破産債権額

金一、八四七、四〇〇円）

一、配当することのできる金額

金二〇、二〇一、六二九円

（内優先的破産債権額

金一、八四七、四〇〇円）

平成二十四年十一月一日

名古屋市中区錦二丁目一五番一五号豊島ビル一〇階　破産管財人　石原　真二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県狭山市狭山台二丁目一番地、最後の住所埼玉県狭山市狭山台二丁目一番地二―四―五〇七　被相続人　亡　岸　正二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月一日

埼玉県狭山市大字水野八一八番地の七　狭山南法律事務所

相続財産管理人　弁護士　町田冨士雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市明屋敷二一二番地、最後の住所埼玉県羽生市大字秀安三五一番地　薫藤園

被相続人　亡　松永　久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月一日

埼玉県熊谷市宮町二―九五　間庭ビル二〇二　落合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　落合　昭男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県旭市後草二〇二九番地七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　梅野登代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月一日

事務所千葉市中央区春日二丁目一八番一〇号春日ＢＬＤ五階秋山慎太郎総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　秋山慎太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区荒川六丁目七〇番地、最後の住所茨城県東茨城郡茨城町大字小幡二番地の六三　被相続人　亡　渡邉　康弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月一日

東京都立川市曙町二―一二―一曙ビル八階

相続財産管理人　弁護士　小林　拓真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市本北方三丁目六〇八番地、最後の住所山梨県甲府市湯田二丁目五番一三号昭和荘二〇一号　被相続人　亡　秋本　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月一日

山梨県甲府市丸の内三丁目二一番一〇号ネクサスビル二階

相続財産管理人　弁護士　加藤　啓二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市上之島町北二丁目三三番地三〇、最後の住所大阪府八尾市上之島町北二丁目三二番地の三〇　被相続人　亡　三輪　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月一日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階

相続財産管理人　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市立花町一丁目七〇番地三、最後の住所神戸市北区長尾町上津四六六三番地の三有馬高原病院　被相続人　亡　中野　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月一日

神戸市中央区相生町四丁目三番一号神戸ストークビル九〇五号

相続財産管理人　司法書士　吉田　結貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市太田六丁目六三番地、最後の住所奈良県生駒郡平群町大字三里八一六番地の二八　被相続人　亡　川野　隆徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月一日

奈良県奈良市高天市町一六番一

相続財産管理人　弁護士　三住　忍

第11期決算公告

平成24年11月1日

東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号

日本橋インベストメント特定目的会社

取締役　長縄　順一

貸借対照表の要旨（平成24年6月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	25,564	流動負債	31,966
その他の資産	2,551	固定負債	296
		負債合計	32,262
		社員資本	△4,147
		特定資本金	2,490
		優先資本金	14,123
		剰余金	△20,760
		当期未処理損失	20,760
		純資産合計	△4,147
資産合計	28,115	負債・純資産合計	28,115

損益計算書の要旨

（自　平成23年7月1日　至　平成24年6月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,071
営業費用	801
営業利益	270
営業外収益	12
営業外費用	283
経常利益	3,558
特別損失	3,275
税引前当期純損失	
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	3,276